

社会福祉法人 つくしんぼ保育園 非常勤役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つくしんぼ保育園の評議員及び理事・監事等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう非常勤とは、週3日以上勤務を要しない勤務形態をいう。

2 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬の額は別表に定めるとおりとし、評議員会又は講習等に出席したときに支給する。

2 役員の報酬の額は別表に定めるとおりとし、理事会、評議員会又は講習会等へ出席若しくは法人運営にかかわる業務を行ったときに支給する。

3 苦情対応第三者委員及び評議員選任・解任委員の報酬の額は別表に定めるとおりとし、理事会、評議員会又は講習会等へ出席若しくは法人運営にかかわる業務を行ったときに支給する。

4 評議員及び役員等に支給する交通費は、交通経路に基づき算出した額又は領収書等の額に基づき支給する。但し理事会・評議員会出席の場合を除く。

5 第2条及び第3条の役員等が、施設職員を兼務し給与を受け取っている場合は、報酬及び交通費は支給しない。

(決議省略の場合の報酬)

第4条 定款第13条4項及び第26条2項の規定に基づき、決議の省略を行った場合の第2条3項、第3条1項及び2項の適用については役員及び評議員が同意等の意見表示をしたときは当該理事会等に出席したものとみなすことができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬及び交通費等は、会議及び業務にあたった日から30日以内に本人の指定する口座に払い込むものとする。ただし、本人が現金による支給を希望した場合はこの限りではない。

2 講習会または宿泊を伴う交通費等は、出張終了後支払うこととするが、必要に

より事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができるものとする。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員等には、この規程による報酬及び交通費等は支給しない。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

付則

この規程は令和2年4月1日より適用する

平成30年11月1日改訂

令和2年10月30日改訂

令和7年6月14日改訂

別表

	報酬日額 (手取り額)	理事会・評議員会 への出席	理事会・評議員会 への出席以外
		交通費	交通費・宿泊費等
評議員(非常勤)	5,000円	報酬に含む	実費
理事	5,000円	報酬に含む	実費
監事(監事監査 業務のとき)	5,000円 (7,000円)	報酬に含む	実費
苦情対応第三者 委員	なし	実費	実費
評議員選任・解 任委員	5,000円	報酬に含む	実費